

③ 操業・供用開始時の届出

認定事業計画に基づいた対象施設等が操業したとき、従業員住宅の供用を開始したとき提出し、企業立地奨励金等の交付要件を備えているか、現地確認を受けます。

提出期限

認定事業計画に係る操業又は従業員住宅の供用を開始したとき、速やかに提出します。

必要な書類

必須 (別記様式第10号) 操業又は供用開始届出書 (メール提出可)

添付書類 <<必要な書類をメール等で提出します>>

●添付書類は、②事業計画認定申請や、②'変更申請・変更届において提出済のときは省略することができます。

(1) 対象施設等の新增設等のとき

- 事業計画に係る事業場及び対象施設等の位置図及び配置図
- 認定事業計画に基づいて取得した設備の配置図
- 認定事業計画に基づいて取得した施設及び土地を特定できるもの
(売買契約書の写しや、土地・家屋の登記簿謄本等)
- 認定事業計画に係る対象施設等の敷地となる土地の取得価格及び取得に要した経費が分かるもの(土地の売買契約書の写し等)
- 取得又は賃借する施設(=家屋)に係る取得価格又は評価額が分かるもの
(売買契約書の写し、固定資産税課税明細書・固定資産評価証明書等)
- 認定事業計画に基づいて賃借した施設及び土地の年間賃借料が分かるもの
(賃貸借契約書の写し等)
- 操業開始時における常時雇用かつ正規雇用従業員の名簿
- その他市長が必要と認める書類 (必要な時は市から連絡します)

※ 対象施設等が旅館・ホテルのとき

- 旅館業法第3条に規定する旅館・ホテル営業の許可を受けたことを証する書類
(旅館・ホテル業営業許可証の写し)
- 客室が30室以上であることがわかる書類 (図面や避難経路図など)

(2) 従業員住宅の新增設等のとき

- 認定事業計画に係る従業員住宅の位置図及び配置図
- 認定事業計画に基づいて取得した従業員住宅及び土地を特定できるもの
(売買契約書の写しや、土地・家屋の登記簿謄本等)
- 認定事業計画に基づいて取得した従業員住宅に係る取得価格が分かるもの
(売買契約書の写し、固定資産税課税明細書・固定資産評価証明書等)

提出後に行うこと

- 市の職員が現地を調査します。認定事業計画に記載のある内容と現状を突合し、相違がないか確認します。各企業等の担当者は、対応をお願いします。
- 対象施設等は、設備(償却資産)を個別に確認しますので、対象を明確にしてください。

【問合せ先】 那須烏山市商工観光課商工振興グループ 電話 0287-83-1115

メール shohkohkankoh@city.nasukarasuyama.lg.jp

R6.4.1